

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能統合認証システム二次構築に伴うシステム改修業務委託

### 2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

### 3 随意契約理由

本件業務委託は、教育情報ネットワーク基盤の二次構築として、既設 DC にある校務系システムの統合認証機能の教育情報ネットワーク基盤への移行、及び次期校務支援システムが稼働するための基盤構築に伴い、教職員健康管理システムの各種設定変更等を行うものである。

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発・運用を行っており、本システムはディアシステム株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、ディアシステム株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、ディアシステム株式会社と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当  
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9139）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度平野区喜連西四丁目における建設工事に伴う喜連西遺跡発掘調査業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市文化財協会

## 3 随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局住宅部による市営住宅建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とされ、「調査組織の質」「発掘調査の質及び適正性」「発掘調査組織及び調査の適切な監理」の確保が必須の要件とされている。（平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）

また、大阪府教育委員会からは、開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査は「教育委員会等公的機関」において実施することを基本とする旨通知されている（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」）

契約相手方の一般財団法人大阪市文化財協会は、昭和54年に文化財の調査研究と保存、及びそれらの成果の公開・活用を通じて、広く学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的として本市が設置した外郭団体である。設立以来、市内の埋蔵文化財発掘調査に従事し、年間5～10件程度の本市からの委託事業の発掘調査・報告書作成業務を行い、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。

大阪市内で活動する地方自治体が設置した財団法人の調査期間としては2者存在し、当該契約相手以外に大阪府教育委員会の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センター（以下「文化財センター」という。）がある。大阪府教育委員会では、文化財センターが行う業務は大阪府の事業・国の事業・複数自治体にまたがる広域事業に限っており、それ以外の各自治体の事業の調査、民間事業にかかる調査はそれぞれの自治体で実施することとされている。

これらのことから一般財団法人大阪市文化財協会は、当該業務を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体であるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

## 5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9169）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度特別史跡大坂城跡豊臣期石垣公開事業にかかる発掘調査報告書作成業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市文化財協会

### 3 随意契約理由

本業務は大阪市経済戦略局による特別史跡大坂城豊臣期石垣公開事業にかかる発掘調査の報告書作成である。報告の対象地は、一般財団法人大阪市文化財協会が平成25・26・27年度、令和元・2年度に発掘調査を実施した個所である。

こうした史跡を含む埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

そのため文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とし、「調査組織の質」や「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件としている。（平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）

また、大阪府教育委員会からは、埋蔵文化財の発掘調査は「公的な発掘調査団体」が実施することを基本とする旨が通知されている。（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」（以下、大阪府基準という））

契約相手方の一般財団法人大阪市文化財協会は、昭和54年に文化財の調査研究と保存、およびそれらの成果の公開・活用を通じて、広く学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的として本市が設置した外郭団体である。設立以来、市内の埋蔵文化財発掘調査に従事し、年間5～10件程度の本市からの委託事業の発掘調査・報告書作成業務をおこない、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。

今回の報告書作成業務は、上記の各年度に実施してきた調査の成果をまとめ、整理・報告するものである。報告書作成は発掘調査と一連の業務であり、報告書の刊行をもって一事業の完了とすることができる。調査は一般財団法人大阪市文化財協会により実施されており、そのため同協会に委託することが、文化庁の求める調査報告の質や適正性の確保のために必要不可欠であるといえる。

一方、大阪市内で活動する地方自治体が設置した財団法人の調査組織としては2者が存在し、当該契約相手以外に大阪府教育委員会の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センター（以下「文化財センター」という）がある。大阪府教育委員会では、文化財センターが行う業務は大阪府の事業・国の事業・複数自治体にまたがる広域事業に限っており、それ以外の各自治体の事業にかかる調査、民間事業にかかる調査はそれぞれの自治体で実施するとされている。

これらのことから一般財団法人大阪市文化財協会は、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体であるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

#### 5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9169）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託(グループ2, 5)

### 2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 販売事業本部 関西MA事業部

### 3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン及びそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式(グループ2, 5)長期借入」(契約相手方:リコーリース株式会社)により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているリコージャパン株式会社以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当  
学校園ネットワーク基盤グループ(電話番号06-6115-8081)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 増改築工事等による非常通報装置設備校内再設置業務委託（その2）

### 2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

### 3 随意契約理由

非常通報設備は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

現在、同装置作動状況確認及び自己診断機能の結果を保守センターで常時把握しているテルウェル西日本株式会社と保守点検業務委託契約を締結しており、本業務を行えるのは同社に限られるため特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高松小学校ほか3校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

### 2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」(契約相手方:NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ

(電話番号 06-6115-8081)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（グループ3、4、6、7ほか98校）

### 2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA関西営業部

### 3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ3、4、6、7）長期借入」（契約相手方：NECキャピタルソリューション株式会社、FLCS株式会社、株式会社JECC）及び「校園ネットワーク業務システム用校園端末装置等（校長室等）長期借入」、「校務支援システム用学校端末装置等一式 長期借入」（契約相手方：NECキャピタルソリューション株式会社、富士通リース株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記4社より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会LA関西営業部以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当  
学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（グループ1）

### 2 契約の相手方

Sky 株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ1）長期借入」（契約相手方：東京センチュリー株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている Sky 株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当  
学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）